

## 木津川市農業用資材等物価高騰対策給付金給付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、原油価格及び物価高騰の影響を受けた農業経営を行っている生産者に対し、農業経営の持続的発展を図るため、予算の範囲内において木津川市農業用資材等物価高騰対策給付金（以下「給付金」という。）を給付することに関し、木津川市補助金等の交付に関する規則（平成19年木津川市規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (給付対象者)

第2条 給付金の給付の対象となる者は、この告示の施行日において次の各号のいずれにも該当する農業経営を行っている者とする。

- (1) 市内に住所を有する個人又は市内に主たる事務所若しくは事業所を有する法人
- (2) 令和6年分の確定申告又は市民税・府民税申告（以下「確定申告等」という。）において農業に係る販売金額（以下「農産物販売金額」という。）が、30万円以上の者又は確定申告等の必要が無い者で30万円以上の農産物販売金額を証明できる者
- (3) 次年度以降も引き続き農業経営を継続する意志がある者

### (給付金の額)

第3条 給付金の額は、次の各号に掲げる令和6年分の農産物販売金額の金額に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 農産物販売金額が30万円以上100万円未満の者 2万円
  - (2) 農産物販売金額が100万円以上300万円未満の者 5万円
  - (3) 農産物販売金額が300万円以上500万円未満の者 10万円
  - (4) 農産物販売金額が500万円以上1,000万円未満の者 15万円
  - (5) 農産物販売金額が1,000万円以上の者 20万円
- 2 前条第2号の確定申告等の必要がない者の給付金の額は、2万円とする。

(給付申請)

第4条 申請者は、農業用資材等物価高騰対策給付金給付申請書兼請求書（別記様式

第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 令和6年分の確定申告等又は農産物販売金額が確認できる書類の写し
- (2) 住所、氏名等が確認できる本人確認書類の写し
- (3) 農業用資材等物価高騰対策給付金給付申請に係る誓約・同意書（別記様式第2号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請書は、令和8年1月30日までに提出しなければならない。

(給付の決定及び確定)

第5条 市長は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適當と認めるとときは、給付決定及び額の確定をし、農業用資材等物価高騰対策給付金給付決定及び確定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するとともに、遅滞なく給付金を給付するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、適當と認めなかつたときは、申請に対し不給付の決定をし、その旨を農業用資材等物価高騰対策給付金不給付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(不給付要件)

第6条 第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかに該当する者に対して、給付金を給付しない。

- (1) 既に給付金の給付を受けた者
- (2) 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団関係者」という。）と認められる者
- (3) 暴力団関係者が経営に事実上参画している者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、給付金の趣旨及び目的に照らして適當でないと市長が判断する者

(決定の取消し)

第7条 市長は、第5条第1項の規定による給付の決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）が不正により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、給付の決定を取り消した場合は、その旨を農業用資材等物価高騰対策給付金給付決定取消通知書（別記様式第5号）により給付決定者に通知するものとする。

3 不正受給に該当した場合、市長は不正受給を行った申請者に対し、告発等の必要な措置を講ずるものとする。

(給付金の返還請求)

第8条 市長は、前条の規定により給付の決定を取り消した場合において、既に給付金を給付しているときは、給付決定者に対し、農業用資材等物価高騰対策給付金返還請求書（別記様式第6号）により給付金の返還の請求をするものとする。

(農産物販売金額の算定方法等の特例)

第9条 次の各号に掲げる者の第3条の給付金の額の算定に用いる農産物販売金額の算定方法については、当該各号に定める額とする。

(1) 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で新たに就農した者 就農した日（農地の権原を取得した日、農産物の販売をした日又は主たる農業機械若しくは施設を取得した日（リース等を含む。）のいずれかの最も早い日（法人の場合にあっては、法人の設立年月日。）、以下同じ。）から令和6年12月31日までの農産物販売金額を就農した日の属する月から令和6年12月までの合計月数で除し、その金額に12を乗じて得た額

(2) 令和7年1月1日から施行日の前日までの間で新たに就農した者 就農した日から施行日の前日までの農産物販売金額を就農した日の属する月から施行日の前日の属する月までの合計月数で除し、その金額に12を乗じて得た額

(3) 年の途中で法人成りした者 その年の個人での農産物販売金額と法人での農産物販売金額を合算した額。ただし、前2号にも該当する場合の取扱いについては、それぞれの例により調整するものとする。

2 前項各号に規定する者で、就農した日又は法人成りした日以降における最初の確定申告等の申告期日が未到達等の理由により、申告ができていない場合の第2条第2号における取扱いは、令和6年分における確定申告等がなされたものとして取扱うものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年1月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条及び第9条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別記様式第1号（第4条関係）

(表)

年　月　日

木津川市長 宛て

申請者 郵便番号

住所又は所在地

名 称

(記名押印又は自署) 氏名又は代表者

印

電話番号 ( )

農業用資材等物価高騰対策給付金給付申請書兼請求書

木津川市農業用資材等物価高騰対策給付金の給付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者の概要（該当する番号を○で囲んでください。）

- 1 市内に住所を有する個人
- 2 市内に主たる事務所又は事業所を有する法人

2 納付申請額 \_\_\_\_\_ 円

区分	農産物販売金額	給付金の額
確定申告等の金額で証明する場合		
30万円以上 100万円未満		2万円
100万円以上300万円未満		5万円
300万円以上500万円未満		10万円
500万円以上1,000万円未満		15万円
1,000万円以上		20万円
販売伝票、領収書等で証明する場合		2万円

※ 該当する区分の欄に○をし、給付申請額の欄に給付金の額を記載してください。

(裏)

3 確認資料等 ※提出する書類及び該当する内容の□に✓してください。

(1) 農産物販売金額が確認できる次のいずれかの書類

- ①確定申告書又は市民税・府民税申告書の写し □
- ②販売伝票、領収書等の写し □

(2) 本人確認書類

(運転免許証 □ 個人番号カード □ 履歴事項全部証明書□ その他 □)

(3) 通帳の写し □

(4) 農業用資材等物価高騰対策給付金給付申請に係る誓約・同意書 □

(5) 新たに就農した者【要綱第9条第1号該当 □】【要綱第9条第2号該当 □】

就農時期確認書類（農地の利用権設定書類、農業機械の購入明細書など □）

※ 要綱第9条第1号に該当する場合の農産物販売金額

$$\boxed{\text{ア}} \quad \div \quad \boxed{\text{イ}} \quad \times 12\text{月} = \boxed{\text{農産物販売金額}} \quad \text{円}$$

ア・・・就農した日から令和6年12月31日までの農産物販売金額

イ・・・就農した日の属する月から令和6年12月までの合計月数

※ 要綱第9条第2号に該当する場合の農産物販売金額

$$\boxed{\text{ウ}} \quad \div \quad \boxed{\text{エ}} \quad \times 12\text{月} = \boxed{\text{農産物販売金額}} \quad \text{円}$$

ウ・・・就農した日から施行日の前日までの農産物販売金額

エ・・・就農した日の属する月から施行日の前日の属する月までの合計月数

4 給付金振込口座

金融機関名			本・支店名								
口座種別	普通・当座 その他 ( )		口座番号								
口座名義フリガナ											
口座名義											

※口座番号・口座名義の分かる通帳等の写しを添付してください。

別記様式第2号（第4条関係）

農業用資材等物価高騰対策給付金給付申請に係る誓約・同意書

私は、「木津川市農業用資材等物価高騰対策給付金」の給付を申請するに当たり、下記の内容について誓約及び同意します。

記

- 1 納付対象者の要件を全て満たしています。
- 2 申請書類及び証拠書類等の内容に虚偽はありません。
- 3 不納付要件に該当していません。
- 4 市から申請書類等の追加の求めがあった場合は、これに応じます。
- 5 市が必要に応じて税務情報等の公簿等の確認を行うこと及び必要な資料（税務情報を含む。）の提供等を他の行政機関に求めること並びに立入検査を行うことに同意します。
- 6 不正受給が判明した場合は、規定に従い給付金を返還します。
- 7 木津川市農業用資材等物価高騰対策給付金給付要綱を遵守します。

年　月　日

木津川市長 宛て

法人名（法人の場合のみ）

申請者名（法人の場合は、法人代表者名）

印

（記名押印又は自署）

別記様式第3号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

木津川市長

印

農業用資材等物価高騰対策給付金給付決定及び確定通知書

年 月 日付けで申請のありました木津川市農業用資材等物価高騰対策  
給付金については、次のとおり給付することを決定し、給付額についても確定しま  
したので、木津川市農業用資材等物価高騰対策給付金給付要綱第5条第1項の規定によ  
り通知します。

1 納付決定額 円

2 納付確定額 円

3 納付予定日

4 その他

別記様式第4号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

木津川市長

印

農業用資材等物価高騰対策給付金不給付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました木津川市農業用資材等物価高騰対策  
給付金については、下記の理由により不給付としましたので、木津川市農業用資材等  
物価高騰対策給付金給付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

不給付の理由

別記様式第5号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

木津川市長

印

農業用資材等物価高騰対策給付金給付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号による木津川市農業用資材等物価高騰対策給付金の  
給付の決定を下記のとおり取り消したので、木津川市農業用資材等物価高騰対策給付  
金給付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 納付決定の取消額

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 交付決定額 | 円 |
| (2) 今回取消額 | 円 |

2 取消しをする理由

別記様式第6号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

木津川市長

印

農業用資材等物価高騰対策給付金返還請求書

年 月 日付け 第 号により給付の決定をした木津川市農業用資材等物価高騰対策給付金については、当該給付金の給付の決定を別途 年 月 日付け 第 号により取り消したので、木津川市農業用資材等物価高騰対策給付金給付要綱第8条の規定により既に給付済みの給付金について、下記のとおり返還の請求をします。

記

1 返還を請求する給付金の額

返還請求額 円

2 返還すべき期限 年 月 日